

ブラジル特許出願における遺伝資源 に関する方式指令と実務上の対応

Licks 特許法律事務所

カラベト・ホベルト

ブラジル弁護士



リオデジャネイロ州立大学法学部卒業（J.D.）。同大学在学中に早稲田大学国際教養学部へ留学。ブラジルの弁護士資格を取得後、知財を専門分野としてブラジルの法律事務所での実務経験を積む。現在は、早稲田大学法学研究科に在籍して日本の知財法を学びつつ、ブラジルの法制度についてのコンサルティング及び南米の知財法に関する講義も行っている。また、ブラジルの知財分野に関する情報を日本語で提供する『ブラジル知財』というウェブサイトを開設・運営している。

概要

ブラジルでは、特許出願にあたり遺伝資源や伝統的知識の出所開示が義務付けられており、出願人は、ブラジル産業財産庁（INPI）に対し、決議 69/2013 によって決められた指定される様式で、出願時またはオフィスアクションに応答して、遺伝資源の出所および関連する伝統的知識、さらに該当する場合は対応するアクセス認可番号（またはアクセス承認の許可が取得できなかった事実）を報告しなければならないとしている。

INPI はこの情報収集を徹底するために、すべての特許出願¹に遺伝資源へのアクセスの有無を確認するオフィスアクションを発行することとした。これは、ブラジル以外の国が第一国となる特許出願であって、パリルートや PCT 経由でブラジルに出願された場合にも適用される。

詳細

2000 年 6 月 29 日に生物の多様性に関する条約（CBD）第 1 条、第 8 条およびブラジル憲法第 225 条 1 項 II 号および 4 項を実施する目的で、遺伝資源および ABS（Access and Benefit Sharing）に関する暫定措置 2.052 が設定された。その後、さらにそのテーマについて規制するために、2001 年 8 月 23 日に暫定措置 2.186-16 が発行された。その暫定措置によって遺伝財産管理委員会（Conselho

¹ 2000 年 6 月 30 日以降に出願され、2018 年 2 月 27 日以降で審査中のすべての特許出願が対象となる。

de Gestão do Patrimônio Genético : CGEN) が作られた。それによって、ブラジル国内の「遺伝資源または遺伝資源に関連する伝統的知識(以下、「遺伝財産」)」へのアクセスを管理する政府当局は、CGEN になった。

2006 年 11 月 10 日に CGEN が決議 23 を発行し、第 2 条では 2000 年 6 月 30 日以降のブラジル国内の遺伝財産へのアクセスを伴う発明に関する特許出願の出願人は、INPI に通知しなければならない。また 2000 年 6 月 30 日から CGEN が決議 23 が執行する 2007 年 1 月 2 日の間に提出された出願についてもアクセス番号とアクセスの日付を提出するように命じた。それに対して、ブラジル特許庁 (INPI) が 2006 年 12 月 13 日に DIRPA 決議 134 を発行した。同決議によると、アクセス番号および日付を出願書に設けた欄に掲載しなければならないとし、2000 年 6 月 30 日から 2007 年 1 月 2 日までの間に提出された出願の場合に、特定の様式によって知らせることと定めた。

2013 年 3 月 18 日にブラジル特許庁がブラジル国内の遺伝財産へのアクセスを伴う特許に関する規定、決議 69/2013 を発行した。同決議によると、2000 年 6 月 30 日以降のブラジル国内の遺伝財産へのアクセスを伴う発明に関する特許出願の出願人は、INPI に通知しなければならない。通知には遺伝財産の出所および関連するアクセス番号を含む必要がある。また、遺伝財産へのアクセス承認の許可が取得できなかった場合は、その旨を通知する必要がある。通知は、同決議に付属する特定の様式によって行う。また、同第 3 条では、ブラジル特許庁がオフィスアクションを通して、アクセスがあったか否か、そして、アクセスに関する情報を求めることが可能になった。オフィスアクションが発行された場合、出願人は 60 日以内に応答しなければならない。応答しない場合、出願はブラジル産業財産法第 34 条 (2) に基づいて却下される。

2015 年 5 月 20 日、ブラジル連邦議会において「ブラジルの遺伝財産に関する 2015 年 5 月 20 日付法律第 13.123 号 (LEI Nº 13.123, DE 20 DE MAIO DE 2015)」が成立した。これにより、アクセスの許可に関する手続きが詳細に規則化され、また、アクセスがあったものの手続きがなかった場合を合法化するための措置が設けられた。それによって、同法第 38 条(4)によると、2001 年 8 月 23 日付暫定措置 2.186-16 の有効期限 (2001 年 8 月 24 日～2015 年 5 月 20 日) 中に

届出をした特許出願を、INPI においてアクセス情報の通知の要件を適法化するためには、本条で定める登録または認可の証拠を提出しなければならない。

・ オフィスアクション（コード 6.6.1）

INPI は、2018 年 2 月 27 日以降に出願されるすべての特許出願について、決議 69/2013 が遺伝財産へのアクセスの有無を確認するためにオフィスアクションを発行することを可能にしたため、オフィスアクション（コード 6.6.1）を発行することとした。

このオフィスアクションは、CGEN に遺伝財産へのアクセス登録を行い、またはアクセスの許可を得た遺伝財産へのアクセスの結果として完成された発明に基づいた特許出願について確認するものである。

2015 年 11 月 26 日以降に電子出願システムを用いた特許出願においては遺伝財産へのアクセスに関する情報を求められるが、それ以前の特許出願については求められておらず、大半の場合、この情報が記されていない。

INPI はこの情報提供を促すために、オフィスアクション（コード 6.6.1）を発行することとした。

これに伴い、出願人がブラジル国内の遺伝財産へのアクセスを行っていた場合、CGEN から取得したアクセスの登録番号もしくは許可番号を、オフィスアクション発行から 60 日以内に提出することが必要となった。その際、INPI の特許料金表（TABELA DE RETRIBUIÇÕES DOS SERVIÇOS PRESTADOS PELO INPI）にコード番号（Código）264 として記載されている「遺伝資源の資料にアクセスするための許可番号に関する情報（Informação do número de autorização de acesso à amostra do patrimônio genético nacional）（無料）」を使用する。

出願人が、アクセス登録番号もしくは許可番号を取得していない場合、同様式に手続が行われていない旨の経緯説明文書を添付し、登録番号と日付を空欄として、60 日以内に提出する。この場合、登録番号が通知されるまで審査は中断される。

一方、ブラジル国内で遺伝財産へのアクセスを行っていない場合、同料金表にコード番号 273 として記載されている「遺伝資源の資料へのアクセス不実施宣誓書（Declaração negativa do acesso à amostra do patrimônio genético

nacional) 」を提出する。ただし、不実施宣誓書の提出は任意であり、提出しない場合でも、そのアクセスは行われなかったものと解釈され、審査は継続される。

- ・ブラジル国内の遺伝財産へのアクセス手続

ブラジルにおいて、商業目的で遺伝財産を利用するためには、事前に CGEN からアクセスの承認を受け、登録番号を入手する必要がある。アクセス登録番号の取得は、「ブラジルの遺伝財産に関する 2015 年 5 月 20 日付法律第 13123 号 (LEI Nº 13.123, DE 20 DE MAIO DE 2015) 」第 12 条に規定され、アクセスの手続きは特許出願前でなければならない。出願前にアクセス登録番号を取得しておけば、出願時に提出していない場合でも、オフィスアクションへの対応時に、アクセス登録番号を記入した様式コード 264 を提出することで対応が可能である。

同法律の施行に伴い、「遺伝財産および関連する伝統的知識国家管理システム (Sistema Nacional de Gestão do Patrimônio Genético e do Conhecimento Tradicional Associado : SISGen) というデータベースが 2017 年より稼働しており、オンラインで登録可能である。

【ソース】

- ・ブラジルの遺伝財産に関する 2015 年 5 月 20 日付法律第 13123 号 (LEI Nº 13.123, DE 20 DE MAIO DE 2015)

http://www.planalto.gov.br/CCIVIL_03/_Ato2015-2018/2015/Lei/L13123.htm

- ・遺伝財産管理委員会 (Conselho de Gestão do Patrimônio Genético : CGEN)

<https://www.mma.gov.br/patrimonio-genetico/conselho-de-gestao-do-patrimonio-genetico.html>

- ・決議 69/2013 (Resolução PR nº 69 de 18/03/2013)

http://www.inpi.gov.br/legislacao-arquivo/docs/resolucao_69-2013.pdf

- ・ INPI 特許料金表 (TABELA DE RETRIBUIÇÕES DOS SERVIÇOS PRESTADOS PELO INPI)

<http://www.inpi.gov.br/arquivos/tabela-nova-patentes.pdf>

- ・ 遺伝財産および関連する伝統的知識国家管理システム (Sistema Nacional de Gestão do Patrimônio Genético e do Conhecimento Tradicional Associado : SISGen)

<https://sisgen.gov.br/paginas/InstallSolution.aspx>

- ・ 決議 134/2006 (Resolução 134/2006)

<https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/pt/br/br102pt.pdf>

- ・ CGEN 決議 23/2006 (RESOLUÇÃO Nº 23, DE 10 DE NOVEMBRO DE 2006)

https://www.mma.gov.br/estruturas/sbf_dpg/_arquivos/res23.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)